

## 第80回国民スポーツ大会八戸市弁当調製施設選定基準

### 1 趣旨

この基準は、本市で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

### 2 あおもり国スポに対しての理解と協力

あおもり国スポに理解があり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

### 3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

### 4 対象施設

- (1) 所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 八戸市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 八戸市暴力団排除条例（平成23年条例第48号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

### 5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に食中毒発生時により食品衛生法に基づく罰則を受けていないこと。
- (2) 保健所による調査が行われていること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス）。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

## 6 施設の調製能力

- (1) あおもり国スポ時の提供可能数が、1日100食以上であること。
- (2) おおよそ前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に八戸市産品又は青森県産品を積極的に採用する等、八戸市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

## 7 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 添加物（アレルギーを含む。）
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により国スポ開催が変更又は中止となった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

## 8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。